

後期高齢支援システム等標準化検討会 検討・課題一覧

後期高齢支援システム標準化ベンダ分科会  
第3回ベンダ分科会  
令和4年8月1日 【資料3】

令和4年7月26日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
1	完了	R. 4. 2. 10	第2回ベンダ分科会	機能・帳票要件	<p>機能ID1. 2. 4. 普通徴収対象者について81通知を送付して再度、特徴候補者とする場合の条件や設定内容について、年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書には、記載がない認識だが、今後パッケージ機能として実装可能とするのであれば、追記をお願いしたい。</p>	<p>年金保険者を担当しているシステムベンダに問い合わせを実施。確認した結果は、特別徴収における情報交換媒体作成仕様書には細かく記載されていない内容であったため、以下にまずは要件や前提を記載する。</p> <p>【年金保険者の仕様】 ・年金保険者の仕様として、既に81通知を送付されている場合、41通知を送ると81通知も削除される。 (参考： <a href="https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetu/cooperator/shikuchouson/kakehashi/64.files/64.pdf">https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetu/cooperator/shikuchouson/kakehashi/64.files/64.pdf</a>) ・一度41通知を送った後、81通知を送ると年金保険者ではエラーとなる。 ・そのままと翌年度の捕捉時にその81通知が考慮されず捕捉されることになるが、そこには例外がある。 ・その例外とは、以下の条件である。 市区町村から送付された81通知が市町村発出が4月発出～翌年の3月発出されているものについては、削除、エラーの状態に関わらず、年金保険者で該当データをチェックし、81通知を出している市区町村に捕捉データが連携されるように対応を行っている。</p> <p>【具体例】 &lt;初回（2021年2月）&gt; ①特別徴収対象者である被保険者についてA県A市で特別徴収を行っていたが、対象者がB県B市に異動し、住所地特例者になることがわかった。 ②A県A市から81通知を送付。 &lt;年次（2021年5月～6月）&gt; ③②をもとに00通知はA県A市向けに作成される。（特徴継続）  &lt;月次（2021年12月）&gt; ④当該被保険者の保険料が減額更正がかかったため、A県A市から41通知を送付する。（特別徴収が2月から中止になる） &lt;年次（2022年6月～7月）&gt; ⇒このケースの場合、81通知を送付しているのが2021年2月になるが、年金保険者では、2021年4月～2022年3月の81通知しか検知されないため、このままでは、00通知は、B県B市に回付される。</p> <p>これを防ぐためには、2021年4月以降に81通知を年金保険者に送付すればよい。なお、上述の通り、41通知の後、81通知を送付するとエラーとはなるがそのエラー分も捕捉対象としては考慮されるため、エラーとなることを前提として送付することになる。</p> <p>これを踏まえ、どのように81通知をつくれればよいかについては、41通知を回付している場合は、41通知をもとに81通知を作成。41通知を送付していない場合は、直前に回付した01通知をもとに81通知を作成することを想定しているとのこと。（なお、懸案に記載の仕様書は年金保険者が作成しているわけではないため、年金保険者としての加筆は実施不可との回答）</p>	事務局	R. 4. 3. 31	R. 4. 3. 4	

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
2	完了	R.4.2.10	第2回 ベンダ分科会	-	(帳票ID4.04.)後期高齢者医療保険料還付請求書 還付金を辞退した場合の会計上の取り扱いについて確認すること。	雑収入として当年度繰り入れるのではなく、還付金の時効を迎えた後、時効の処理をして歳入扱いにすると当日、ご回答あり。 (構成委員から補足等いただければ本資料上に付記する)  構成委員から本件について特に補足はないため、当日回答のあった上記の取り扱いで問題ないとするためクローズとする。	事務局		R.4.3.4	
3	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	-	第1回WTにて議題にあがった葬祭費の支給に関する広域連合への確認ができていれば結果を教えてください。 (1広域のみ葬祭費の支給を広域標準システムに機能がないと説明して市区町村でシステム改修を含めて実施を依頼している広域連合がある。この広域連合に後期高齢支援システムで標準仕様書に要件記載しない場合、カスタマイズによる機能追加はできなくなることにについて意見を聞いてほしいと依頼があった)	3月3日に開催される広域連合向けの広域標準システムに関する説明会内で自治体標準化についても説明を行う。当該資料内で影響内容の1つとして広域連合向けに説明を実施済。(全広域連合向け) 当日、該当の広域連合から質疑等はなし。  【7/26状況更新】 全国意見照会で広域連合から葬祭費を広域連合で実施することについて対応が困難との強い意見があったことを受け、東京広域向けに資料を作成し、ヒアリングを実施。提示した対応案とした場合に広域連合での運用実施可否についてご連絡をいただくこととした。 ただし、対応する場合、少なからず広域標準システムの機能開発が必要となることから当該対応案での対応要否について厚労省にも並行して確認中。	事務局	R.4.8.31	広域標準システムで葬祭費の支給金額については初期値を変更することは可能だが、市区町村ごとに初期値を設定する機能はない。	
4	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	帳票レイアウト	(帳票ID3.05.)納付書 カク公様式とマル公様式を両方規定するかについて、別途調整する。	国民健康保険システムの対応内容と同期をとって対応予定。  【7/26状況更新】 国保側の意見照会結果を踏まえ、カク公、マル公の記載は行わないが、それをベースとした帳票をそれぞれ様式として規定した。詳細については分科会、WT資料にて提示。 委員の承認が得られればクローズとする。	事務局	R.4.4.30	国保側の標準仕様書第1.0版の完成時期を期限としている。	
5	仕掛	R.4.2.14	第2回 市区町村WT	帳票レイアウト	(帳票ID4.04.)還付請求書 公金受取口座登録制度の運用開始にあたり、広域標準システムの帳票の様式変更とあわせて、本帳票についても同様の変更を行う。	広域標準システムの様式が確定次第、同様の内容を反映する対応を行う。 なお、様式に個人番号を付与するかなどの検討もあわせて必要。  【7/26状況更新】 現在、検討されている内容を様式として反映済み。厚労省の了承が得られればクローズとする。	事務局	R.4.3.31	3月末までには広域標準システムの様式が確定すると想定して期限を設定。	
6	仕掛	R.4.2.14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	文字情報基盤の過渡期における機能要件について整理する。	広域標準システムの次期システムの対応内容等が決定し次第、その内容を踏まえて検討する。  【7/26状況更新】 デジタル庁の横並び方針においても整理はされないとなったことも踏まえ、標準仕様書1.0版では要件などの記載は行わないこととした。	事務局	未定	標準仕様書1.0版の完成時期までには検討を行うものとして期限を設定	
7	仕掛	R.4.2.14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	市区町村の独自事業への対応について意見招請の結果を踏まえて要件に反映するか検討する。	健診事業についての意見が寄せられたことを受け、対応案について分科会、WTに対応案を資料として提示した。 委員および、厚労省、デジタル庁の了承が得られればクローズとする。	事務局	R.4.6.30	意見招請結果が5月末までの想定のため、当該意見をまとめるまでを期限として設定。	

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	期限	完了日	備考
8	未着手	R. 4. 2. 14	第1回 検討会	機能・帳票要件	引越しワンストップに関する機能要件を反映する。	引越しワンストップに関する制度内容、要件が判明し次第反映する。  【7/26状況更新】 デジタル庁の横並び方針においても整理はされないとしたこと踏まえ、標準仕様書1.0版では要件などの記載は行わないこととした。	事務局	未定		
9	未着手	R. 4. 2. 14	第1回 市区町村WT	機能・帳票要件	マイナポータルぴったりサービスへの対応について制度要件含め対応する手続きが整理された場合、機能要件に反映する。	自治体へのヒアリングの結果、以下の3件が対象候補として挙げられている。 ・「納付方法変更の申請」 ・「振替口座の登録申請」 ・「納付証明書の発行受付」  【7/26状況更新】 制度要件の整理なども行われていないこと踏まえ、標準仕様書1.0版では要件などの記載は行わないこととした。	事務局	未定		
10	未着手	R. 4. 3. 18	第2回 検討会	その他	検討会委員の指摘として帳票要件について住民記録システム等が作成している「諸元表（桁数等を規定）」を作成する必要はないのかという点について提起があった。	現状、保険業務（介護、国保）等では、諸元表は作成されていないことまた、作成自体が必須と定められているわけではないため、現時点作成対象とはしていない。今後、業務横並びの視点で標準仕様書（案）を揃えるうえで対応が必要な場合、次年度以降別途作成するのかどうかを確認することとした。  【7/26状況更新】 デジタル庁の横並び方針においても整理はされないとしたこと踏まえ、標準仕様書1.0版では要件などの記載は行わないこととした。	事務局	未定		